

調整区域ではない
(都市計画法)

はい

いいえ

**開発指導課
と協議してください**

住居専用地域、工業地域、
工業専用地域ではない
(都市計画法)

はい

いいえ

**開発指導課
都市計画課
と協議してください**

**旅館業法の許可は
取得できません**

施設内に洗面設備・便所がある
(令1-1-⑤・⑥、令1-2-⑤・⑥)

はい

いいえ

施設内に入浴設備
(シャワー室を含む) がある
(令1-1-④、令1-2-④)

はい

いいえ

近隣(※1)に入浴施設がある (令1-1-④、令1-2-④)

※1 徒歩圏内（5分以内）（H31.2.5事務連絡）

はい

いいえ

窓のない客室は設けないこと
(H元.9.20 衛指第160号)

はい

いいえ

多数人で共有する構造及び 設備(※2)を主とする施設を 設けて営業する (法2-3)

※2 他の客室を通る動線ではないこと、便所、洗面設備及び入浴設備が区画されていること
(多数人で共有できる構造のこと。)

はい

いいえ

客室の延べ床面積は6.6 m²以上
(1人当たり3.3 m²以上かつ多数
人(2名以上)で共有する構造)
(令1-2-①、S46.6.28環衛第117号)

はい

いいえ

階層式寝台を設置しない

はい

いいえ

上段と下段の間隔は
おおむね 1 m 以上である
(令1-2-②)

はい

いいえ

おおむね10分程度で職員等が
駆けつけること（夜間を含む）。

（※4-1）

（H29.4.28事務連絡（R5.6.16最終改正））

※4-1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。（要領Ⅱ-第1-8-(5)-1）

※4-2 徒歩：1km程度 自転車：3km程度 自動車：5km程度（H29.4.28事務連絡（R5.6.16最終改正））

はい

いいえ

宿泊者名簿を備え、
正確な記載ができる
(法6-1)

はい

いいえ

宿泊者名簿の正確な記載を確保
するため、管理事務所その他適
当な場所において対面を行う
(H29.2.10岡保管第2002号通知)

はい

いいえ

宿泊者の顔及びパスポートが画像により鮮明に確認できるかつ、この画像が施設又はその近傍から発信されていることが確認できる（※6）

※6 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン H29.12.26策定）から準用

はい

いいえ

ビデオカメラ等を設置すること
により、宿泊者の出入りの状況
が確認できること

(H29.2.10岡保管第2002号通知)

はい

いいえ

簡易宿所営業 (※5)

※5 建築基準法及び消防法等他法令も併せて遵守してください。

客室の面積は 7 m^2 以上
(寝台を置く場合は 9 m^2 以上)
(令1-1-①)

はい

いいえ

フロント、帳場がある
(令1-1-②)

はい

いいえ

宿泊者の出入りを容易に見ることができ
る構造である
(要領Ⅱ-第1-8-(1))

はい

いいえ

宿泊者と直接面接できる
構造である
(要領Ⅱ-第1-8-(2))

はい

いいえ

施設に
フロント代替機能がある
(令1-1-②)

はい

いいえ

宿帳の正確な記載ができる (規則4の3-②)

はい

いいえ

鍵の適切な受け渡しができる
(規則4の3-②)

はい

いいえ

出入りの状況が確認できる(※3) (規則4の3-②)

※3 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。(要領Ⅱ-第1-8-(5)-2))

はい

いいえ

緊急時における迅速な対応を
可能とする設備を備えている
(規則4の3-①)

はい

いいえ

おおむね10分での
駆けつけ対応が可能
(夜間を含む) (※4)
(要領II-第1-8-(5))

はい

いいえ

旅館・ホテル営業(※5)

※5 建築基準法及び消防法等他法令も併せて遵守してください。